

瀬戸市告示第41号

瀬戸市国際未来教育特区内における学校設置会社が設置する小中学校設置審査基準を次のように定める。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国際未来教育特区内における学校設置会社が設置する小中学校設置審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条の規定に基づき、瀬戸市内に株式会社が小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）を設置する場合の認可基準について、必要な事項を定めるものとする。

(学校設置会社)

第2条 小学校等を設置しようとする株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 学校設置会社の役員が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号の規定に該当しないこと。
- (2) 学校設置会社の経営を担当する役員が、学校を運営するために必要な知識及び経験を有していること。
- (3) 学校設置会社の経営を担当する役員が、社会的信望を有していること。

(設置の計画)

第3条 学校設置会社の学校設置の計画は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 本市の抱える教育課題の解決に寄与し、又は著しい教育効果の発現

が見込まれる教育内容であること。

(2) 学校教育法、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）、この基準その他学校に適用される法令等を遵守するものであること。

(3) 学校経営計画を有していること。

（基本財産）

第4条 校地は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障を生じない場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、20年以上借用できることが確実と認められるとき。

(2) 地方公共団体等以外の者が所有する土地で、20年以上安定して使用できる権利を取得し、これについて対抗要件を具備したとき。

2 校舎は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障を生じない場合で、地方公共団体等の所有する建物を20年以上借用できることが確実と認められるときは、この限りでない。

（運用財産）

第5条 学校設置会社は、運用財産として、認可申請時までに開設年度の経常経費の2分の1に相当する運用資金（以下「開設時学校運用資金」という。）を預金若しくは有価証券で所有し、又は学校開設時までに開設時学校運用資金を預金若しくは有価証券で所有することが確実でなければならない。ただし、当該学校設置会社が保有している預金又は有価証券に当該学校設置会社の経営を担当する役員が保有している資産を加

えた資産が開設時学校運用資金を上回る場合は、この限りでない。

- 2 各年度における運用財産の財源は、児童生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画に基づく資金をもって充てるものとする。

(負債)

第6条 基本財産の取得に要する経費に係る負債は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。この場合において、当該負債については、第4条の規定にかかわらず、基本財産に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

- (1) 確実な金融機関等が行う貸付けによる負債であること。
- (2) 前号の負債に関する適正かつ実行可能な償還計画があること。

(学則)

第7条 学則中には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称及び位置に関する事項
- (2) 学級編制及び収容定員に関する事項
- (3) 修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項
- (4) 入学、退学、転学及び休学に関する事項
- (5) 教育課程、学年の課程修了の認定、卒業等に関する事項
- (6) 教職員に関する事項
- (7) 授業料、入学料、検定料等に関する事項
- (8) 賞罰に関する事項

2 前項の学則の内容は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 前項第5号に規定する教育課程に関する事項については、学校の公共性並びに円滑な転入学及び進学の確保の観点から極端な教育課程は行わないものとし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同規則第79条において準用する場合を含む。）

及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）の定めるところにより、教育課程特例校の指定を受けていること。

(2) 前項第5号に規定する学年の課程修了の認定に関する事項のうち、進級については、校長の認定の下、毎年1学年ずつ進級するものとし、原級留置を行う場合は、理由を明確にすること。

(3) 前項第7号に規定する授業料、入学料、検定料等の納付金として徴収するものについては、全て明記すること。

(教材)

第8条 主な教材については、学校教育法第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書を使用するものとする。

(学級編制)

第9条 1学級の児童生徒数は、40人以下とする。ただし、第1学年の児童で1学級を編制する場合は、35人以下とする。

2 学年は、小学校は6学年による編制、中学校は3学年による編制とし、学級は、同学年の児童生徒で編制するものとする。ただし、学年の編制について、将来計画が確実であると市長が認める場合は、年次計画による段階的な整備を行うことができるものとする。

(教職員)

第10条 小学校等には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置くものとする。

2 健康管理に関する専門事項を指導するため、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の指定をするものとする。

3 教諭は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者でなければならない。

4 小学校等には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第7条の規定による数以上の教頭及び教諭等を配置しなければならない。

（表簿の配備）

第11条 小学校等に備えるべき表簿については、学校教育法施行規則第28条第1項に定めるところによる。

（施設及び設備）

第12条 小学校等の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積）

第13条 校舎及び運動場の面積は、次の表に定める面積以上でなければならない。ただし、立地条件又は周囲の環境により同表に掲げる面積の確保が困難である等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

区分	児童生徒数	小学校 面積 (m ²)	中学校 面積 (m ²)
校舎	40人以下	500	600
	41人以上480人以下	500 + 5 × (児童数 - 40)	600 + 6 × (生徒数 - 40)
	481人以上	2,700 + 3 × (児童数 - 480)	3,240 + 4 × (生徒数 - 480)
運動場	240人以下	2,400	3,600
	241人以上72	2,400 + 10 × (児	3,600 + 10 × (生

0人以下	童数－240)	徒数－240)
721人以上	7,200	8,400

(校舎及び運動場の位置)

第14条 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により市長が特別の事情があると認める場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、教室、図書室、保健室及び職員室を備えるものとする。

(その他の施設)

第16条 小学校等には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第17条 小学校等には、学級数及び児童生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。